

令和5年度ジョブカフェあおもり運営・推進（管理・運営）業務 企画提案仕様書

1 業務の目的

青森県が設置する「青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）」及び地方拠点において、民間ノウハウを活用し、カウンセリングやセミナー等効果的な就業支援サービスを提供し、若年求職者の就業促進を図る。

2 実施場所

(1) ジョブカフェあおもり（青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム 3階）

(2) 地方拠点（3か所）

ア サテライトスポット弘前（弘前市駅前町 9-20 ヒロロ 3階）

イ サテライトスポット八戸（八戸市内丸 1-1-1 八戸市庁別館 1階）

ウ サテライトスポットむつ（むつ市中央 1-8-1 むつ市役所庁舎内）

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 業務実施日及び時間

(1) ジョブカフェあおもり

次のア～オに掲げる日を除き、いずれも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ アスパム休館日（1年のうち連続する3日間程度）

オ その他県が必要と認める日

(2) 各サテライトスポット

次のア～エに掲げる日を除き、いずれも午前9時から午後5時までとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ その他県が必要と認める日

5 業務内容

(1) ジョブカフェあおもり及びサテライトスポットの管理運営

ア ジョブカフェあおもりの運営に必要な人員を配置し、ジョブカフェあおもりの管理運営を行う（例：統括マネージャー1名、コーディネーター1名、事務員1名）。

イ 本事業に必要な什器、備品を県と協議の上、委託料の範囲内で借上げ、ジョブカフェあおもり（サテライトスポットを含む）に設置し、適正に管理する。

ウ 県内3サテライトスポット（弘前・八戸・むつ）における利用者への配慮を図るため、サテライトスポットにそれぞれ常駐スタッフ1名を配置し、登録業務、カウンセリング・セミナー等の受付、情報提供及びジョブカフェあおもりに係る広報等の業務を実施する。

エ 「ヤングジョブプラザあおもり」（ジョブカフェあおもり、ハローワークヤングプラザ、あおもり若者サポートステーション3施設が一体的運営を実施する際の総称）として若年者就職支援施設の一体的運営方針に基づき、関係機関と連携を図るとともに協力して事業を実施する（個人情報保護協定の締結等）。

また、一体的運営において実施している「チーム支援」及び「就勝クラブ」について、ヤングジョブプラザあおもりとして、関係機関と連携し、事業を実施する。その他、一体的運営実施事業について、新たな追加業務等の対応を必要とする場合がある。

オ ジョブカフェあおもりに設置する各種機器リース保守管理を行う。

カ ジョブカフェあおもりの運営やあり方を検討する協議会及び関係機関との連携推進のための各種会議を開催する。

（2）地域若者サポートステーションとの共催事業

ニートや引きこもりの若年者の職業的自立を支援するため、県内3地域の各若者サポートステーションと連携し、次の事業を行う。

ア 臨床心理士派遣（各サポステについて2ヶ月に1回程度）

イ 共催で行うセミナーの開催（年間6回以上）

（3）オンライン就活力向上事業

オンラインを活用した就職活動に必要な知識やスキルの習得を支援するため、県内就職を希望する学生などを対象にオンラインによる就職活動を支援するスキルアップ研修（オンライン）を開催する（年間34回以上）。

（4）広報

ア 多くの若年者のジョブカフェあおもり及び各サテライトスポットの活用促進を図るため、効果的・効率的な広報を行う。

イ 各事業について、報道機関へプレスリリースする前に、県に対し事前報告する。

（5）各種調査・分析

随時利用者へアンケートを実施するなど、満足度の向上に努める。

6 業務報告

本業務の実施にあたっては、県が設定した下記の目標値の進捗管理を徹底し、県に対して随時報告を行い、評価・指導を受け、円滑な事業の実施に努めること。

（1）目標値

ア ジョブカフェあおもり登録利用者数 延べ6, 500人以上

イ サテライトスポット施設利用者数 延べ3, 200人以上

ウ チーム支援者数及び就職率 一体的運営方針による

(参考) 令和4年度 一体的運営における目標
チーム支援者数70人 就職率80%

* チーム支援とは、ジョブカフェあおもりと同フロア内に位置するハローワークヤングプラザ、あおもり若者サポートステーションの3施設の職員で構成する支援チームが集中的な支援を行い、就職に結びつけるための取組。

(2) 調査・分析・報告

ア 毎月の状況を取りまとめ、翌月の10日までに別に定める様式に委託業務の実施状況を記載し、県に報告すること。

イ 業務が完了したときは、業務完了報告書を速やかに県に報告すること。

ウ また、クレーム処理簿を作成し、業務完了後にその内容を県に報告すること。重要案件については、随時報告をすること。

エ ジョブカフェあおもりにおける就職支援について課題検証・分析を行い、事業完了後報告すること。

(3) 進捗状況の確認等

業務の実施にあたっては、常に目標値を意識すること。

数値が下回る場合、その他現行の業務実施に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、県と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

なお、目標値又は提案があった事業計画のいずれかが未達成で受注者の積極的な改善が図られなかったと県が判断した場合には、委託料を減額することがある。

7 事業経費

事業の事業経費で措置することのできる経費は以下のとおりとする。

(1) 人件費

ア ジョブカフェあおもり運営・推進業務を行うために配置する職員の人件費

イ アに係る諸税及び法定福利費事業主負担分

※ 出勤簿、業務日誌等を作成し、本事業に従事したことを明らかとすること。

※ 本事業以外の事業を兼務する職員については、業務日誌等により、本事業に専ら従事したことが明確に確認できる部分に限り措置する。

(2) 施設使用料及び光熱費等

施設使用料(アスパム内家賃及び共益費) 231,591,435.56円/年(税抜)が含まれる点に留意すること。

(3) 機器・備品等の賃借料

ジョブカフェあおもり内のシステム機器・オフィス家具等は、現在リースによるものであることから、その点に留意すること。

(4) 旅費

本事業のために支出したものが明らかなものに限る対象とする。
領収証等（金額確認）および出張申請・報告・復命書（内容確認）を必要とする。

(5) 事業の実施に必要な事務用品等の消耗品の購入費

(6) 発送、電話、FAX 等通信運搬費

(7) その他印刷製本・広報に必要な経費

※ ジョブカフェあおもり内のカウンセリング等に係る委託業務において発生する（5）及び（6）の経費は、本委託業務において負担する。

※ ただし、下記の経費は含まない。

- ・ 飲食代
- ・ その他事業と関連性が認められない経費

8 その他の条件等

(1) 業務の遂行

青森県の受託事業であることを理解し、法令を遵守し業務を遂行すること。
また、ジョブカフェあおもりの運営方針等を理解した上で業務を遂行すること。

(2) 個人情報の取り扱い

受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 暴力団の排除

受注者は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。ただし、一部について、あらかじめ書面により知事の承諾を得たときは、この限りではない。

(5) 権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受注者から県に移転するものとする。

(6) 県への報告及び関連機関との連携

受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。

事業の実施にあたって、県内高校（中学校）、大学、ハローワーク、県内企業等の関係機関と連携を図ること。

(7) 本業務で提供する就業支援サービスは無料で行うこととし、利用者から金銭を徴収し

ないものであること。

- (8) 本業務については、厚生労働省青森労働局が委託する「若年者地域連携事業」と連携を図りながら、より効果的な業務となるようにすること。
- (9) 国及び県の事業展開により、新たな業務が加わることもある。
- (10) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等、計画通りの実施が困難となった場合、その代替案等について、青森県商工労働部労政・能力開発課と協議の上、決定するものとする。
- (11) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこ

れに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別記)

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。